

平成 29 年 12 月 21 日

国土交通大臣 石井 啓一 様

一般社団法人 日本風力発電協会  
代表理事 高本 学

一般海域の利用に関する根拠法の整備について（お願い）

謹啓 日頃より我が国の風力発電産業の発展に向けた貴省のお取り組みに対し、弊協会といたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、洋上風力発電の導入促進に向けた制度環境の整備に関しましては、洋上風力発電の導入適地として港湾が有望視されるなか、2016 年 5 月に港湾法が改正され、港湾区域等の占用予定者を公募により決定する制度が創設されたことから、本制度に基づく事業者選定が進められております。

他方、一般海域につきましては、本年 4 月に「再生可能エネルギー導入拡大に向けた関係府省庁連携アクションプラン」が決定・公表され、一般海域利用のルール化の検討等が関係府省庁連携のもと進められておりますが、一般海域利用のルール化の具体化にあたりましては、現状、以下のような課題があると認識しております。

- (1) 地方公共団体が制定する条例による占用権は、通常、数年単位でしか許可されないため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）における買取期間（20 年間）以上の発電事業を行うに足るファイナンスが付かず、発電事業を実施することができない。
- (2) 海域の先行利用者の特定が難しく、またその調整のルールも明確でないため、事業実施海域の選定と地元との合意形成が困難となるおそれがある。
- (3) 洋上風力発電の事業期間やその前後に適用される現行の規制・制度（環境アセスメント等）が、事業者にとって過度な負担となる可能性がある。

国としてお取り組みいただいている再生可能エネルギーの早期大量導入を実現するためには、一般海域への洋上風力発電の導入が有効であることから、一般海域の利用に関する根拠法を早急に整備（法制化）することについて、下記のとおり要望させていただきます。

つきましては、ご検討並びにご高配を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

【要望事項】

- (1) 洋上風力発電事業を実施することが可能となるよう、FIT 制度における買取期間を含む商業運転期間（風車寿命から 25 年を想定）とその前後に必要な期間に対応した長期の占用権を得られる制度を早急に整備いただくこと。
- (2) 地元との合意形成を促進し併せて円滑に事業が実施できる海域を選定する枠組みを構築し、予見性を高め、事業リスクの低減を図っていただくこと。
- (3) 洋上風力発電を推進する観点から、拠点港の整備の推進を含め、関連する規制・制度等について必要な対応を行っていただくこと。

以上